

新型コロナウイルス感染症対策に係る電気・ガス料金の特別措置について (緊急事態宣言が延長された状況を踏まえた支払期日の再延長)

適用対象

- ・次の①または②のいずれかに該当する場合
- ①新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金またはガス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合
- ②お客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金またはガス料金の支払いが困難であると当社が判断した場合

申込方法

- ・この特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記の当社コンタクトセンターまでお電話にてお申込みください。
なお、既に特別措置の適用を受けている場合、再度のお申込みは必要ございません。
- ＜電気料金の特別措置＞ 0 8 0 0 - 7 7 7 - 8 8 1 0
＜ガス料金の特別措置＞ 0 8 0 0 - 7 7 7 - 7 1 0 9
＜受付時間＞ 平日9:00～18:00
- ※電気・ガス料金ともにこの特別措置の適用を希望されるお客さまは、その旨、お申出ください。